


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年9月5日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
中江産業株式会社の持続可能な森林経営促進型プロジェクト I【徳島県・岐阜県】 ～ナカエの森・地球がよるこぶ森林プロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	中江産業株式会社(ナカエサンギョウカブシキガイシャ)		
住所	大阪府中央区本町2丁目1番6号 堺筋本町センタービル 8階		
代表者氏名	中江康男	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	中平洋	担当者 所属部署・役職	森林事業本部 森林企画部 部長
担当者 E-mail	nakahira@nakae-sangyo.com	担当者電話番号	0887-82-0786
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	中江産業株式会社 森林事業本部 土佐事業所		
プロジェクト参加者名	中江産業株式会社 森林事業本部 岐阜事業所		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	中江産業株式会社		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>（具体的な内容を簡潔に記載すること。）</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】 中江産業株式会社所有林、徳島県三好市並びに岐阜県郡上市山林は間伐中心に施業を実施している。 間伐施業は水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮や温室効果ガス吸収量森林としての維持増進に繋がる。又、下層植生の発達を確保するために、適切な収量比数の範囲内において計画的に実施することとする。 CO₂ 吸収量をクレジット化し販売することにより森林整備にかかる費用の一部を補い、持続可能な森林経営を行う企業の林業を目指して更なる間伐施業の継続並びに温室効果ガス吸収量の増加を目指す。</p> <p>【内容】 中江産業株式会社所有林、徳島県三好市並びに岐阜県郡上市山林において、間伐・主伐・植栽を実施し、CO₂ 吸収量の増大を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件1：徳島県吉野川地域森林整備計画と岐阜県長良川地域森林整備計画に定める民有林であり、森林法第 5 条に定める森林である。 条件2：クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画における計画書において転用が計画されていない。 さらに、当該プロジェクトは 1990 年 4 月 1 日以降の森林施業計画に基づき施業（間伐並びに主伐）が計画されている。 条件3： ①徳島県三好市山林 施業計画の認定番号 第 19208408 号 変(01-23) 森林施業計画書(写)に添付されている森林施業計画書のとおり、三好市から 2012 年 9 月 30 日まで認定を受けており、2012 年 10 月 1 日以降も少なくとも 2013 年 3 月 31 日まで有効な計画に更新する。 施業計画の認定番号 認定番号： 2007-A45-0-004[-04-2010] 森林施業計画書(写)に添付されている森林施業計画書のとおり、2013 年 3 月 31 日まで郡上市から認定を受けている。 条件4：クレジット発行期間における年度単位の吸収量見込の累計が常に正である。</p> <p>【法令遵守状況】</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

関連するすべての法令は遵守している。

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導時期	備考
GPS アンテナ Hurricane	(株)ニコン・トリンプ ル製		2007 年 6 月	面積測量機
GPS 受信機 Pathfinder ProXT	同上		同上	同上
森林測量ソフトウェア Assist office	(株)ジッタ		同上	同上
GPS 受信機 JunoSB ハンドヘルド	同上		2010 年 4 月	同上
パーテックスⅢ	ハプロフ社		2005 年 4 月	樹高測定器
トランスポンダーT3	同上		同上	同上
林尺				胸高直径測定器

【モニタリング方法】

活動量は、GPS により実測

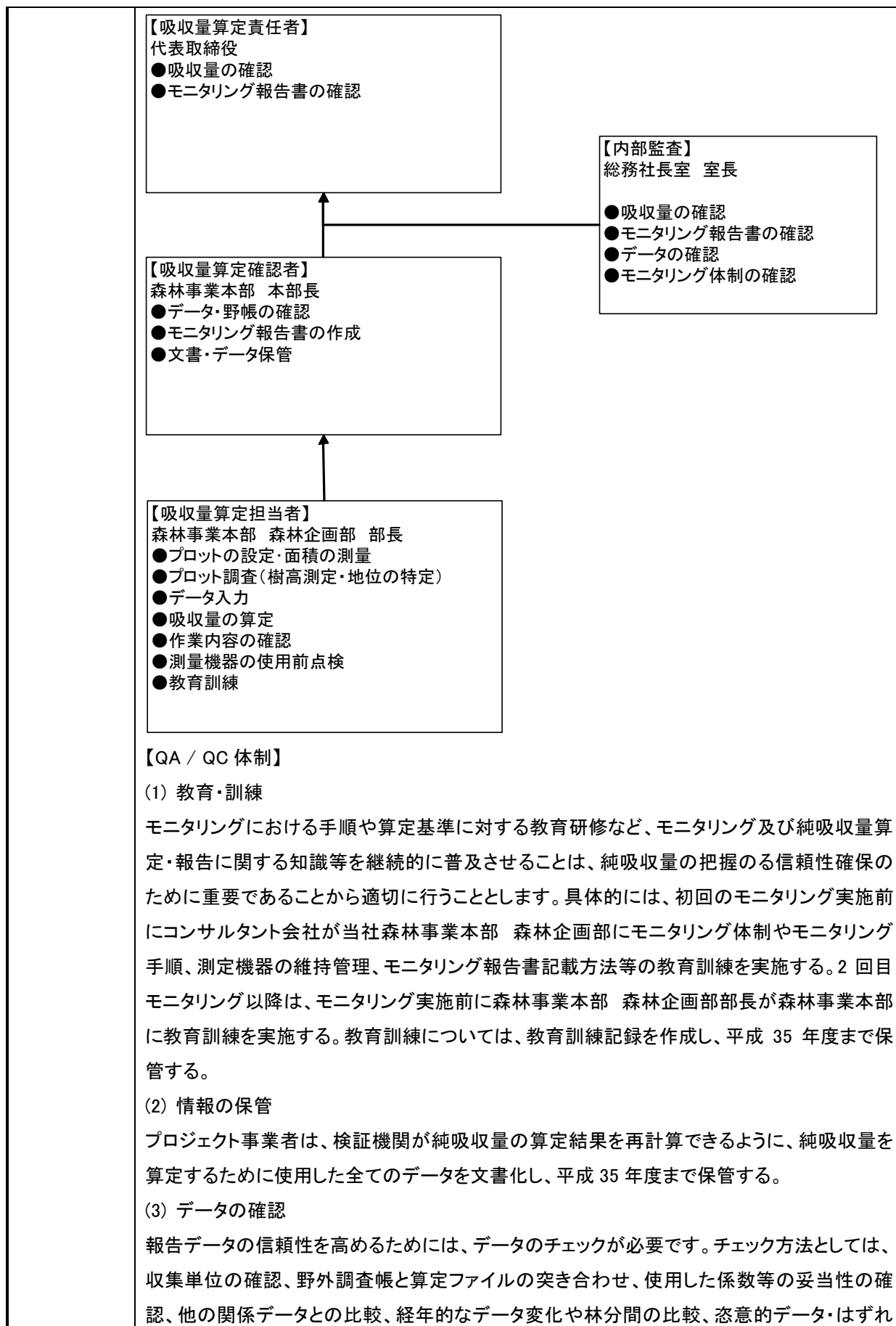
拡大係数は、「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用

収穫予想表は、徳島県「主要樹種林分簡易収穫表」、岐阜県林政部「スギ人工林林分収穫表」、岐阜県林政部「ヒノキ人工林林分収穫表」を使用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

すべて準拠

【モニタリング体制】



<p>値の識別を行います。</p> <p>データのチェックは、野外調査帳から算定ファイルへの入力時の入力担当者自身による自己チェックでなく、吸収量算定確認者の全数チェック、内部監査によるサンプリングチェックを実施することにより、入力ミスや低減を図ります。野帳等の記録は、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(4) 内部監査</p> <p>内部監査は、総務社長室室長が、体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のために行う。これらのプロセスは、毎回のモニタリング実施後に行う。また、データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取る。監査は、監査記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(5)測定機器の維持管理</p> <p>測定機器は、森林事業本部森林企画部部長が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、5年に1回、キャリブレーションを行うと共に、計測時に、点検もしくはキャリブレーションを行う。キャリブレーションおよび点検について、キャリブレーション・点検記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(6)手順書の作成</p> <p>これら、モニタリングの QA/QC のため、一連のプロセスについて、手順書の作成を行う。</p>

プロジェクト 実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)
	①徳島県三好市山林 土佐事業所の住所
	高知県土佐郡土佐町田井 1207-2
	徳島県三好市山林:事業実施場所の住所
	徳島県三好市東祖谷菅生 697-1
	徳島県三好市東祖谷久保 624-2
	徳島県三好市東祖谷久保 625
	徳島県三好市東祖谷久保 626-1
	徳島県三好市東祖谷久保 626-3
	徳島県三好市東祖谷久保 627
	徳島県三好市東祖谷久保 628
	徳島県三好市東祖谷久保 629
	徳島県三好市東祖谷久保 630-2
	徳島県三好市東祖谷久保 630-3
	徳島県三好市東祖谷久保 637-1
	徳島県三好市東祖谷久保 637-2
	徳島県三好市東祖谷久保 710-3
	徳島県三好市東祖谷久保 711-3
	徳島県三好市東祖谷久保 711-5
	徳島県三好市東祖谷西山 710
	徳島県三好市東祖谷西山 713
	徳島県三好市東祖谷西山 714
	徳島県三好市東祖谷阿佐 8-2
	徳島県三好市東祖谷阿佐 9-2
	徳島県三好市東祖谷西山 9-3
	徳島県三好市東祖谷西山 275
	徳島県三好市東祖谷古味 110-1
	徳島県三好市東祖谷古味 110-2
	徳島県三好市西祖谷山村ふしろ山 1-2
	徳島県三好市西祖谷山村ふしろ山 2-1

<方法論 R001・ R002・R003 のみ> プロジェクト 対象面積	②岐阜県郡上市山林 岐阜事業所の住所
	岐阜県郡上市八幡町河鹿尾花 439-1
	岐阜県郡上市山林:事業実施場所の住所
	岐阜県郡上市八幡町河鹿振川戸 498-1
	岐阜県郡上市八幡町河鹿振川戸 498-12
	岐阜県郡上市八幡町河鹿松ヶ棚 499
	岐阜県郡上市八幡町河鹿長樽 501-1
	岐阜県郡上市八幡町河鹿長樽 501-2
	岐阜県郡上市八幡町河鹿大洞山 503-1
	岐阜県郡上市八幡町河鹿大洞山 503-2
	岐阜県郡上市八幡町河鹿大洞山 504
	岐阜県郡上市八幡町河鹿暮谷西峰 505-1
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷棚元 109-1
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 1136
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 114-1
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-2
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-9
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-10
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-27
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-14
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-30
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-96
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-107
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 119-108
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-2
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-3
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-6
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-7
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-16
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-17
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-31
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-82
	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷出会 120-86
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1616-1
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1617
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1620-1
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1622-1
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1624
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1625
	岐阜県郡上市明宝寒水中島 1627-1
岐阜県郡上市和良町土京奥山東平 2528	

プロジェクト 期間	1997年 4月 1日 ～ 2013年 3月 31日 (16年0ヶ月)						
クレジット期 間	2008年 4月 1日 ～ 2013年 3月 31日						
プロジェクト 計画開始届 提出日	2011年 5月31日						
妥当性確認 終了日	2011年 8月30日						
想定 削減・ 吸収 量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	4,972	5,122	5,364	5,634	5,627	26,719
適用モニタリ ング方法ガ イドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) ver. 3						
適用方法論	方法論番号	No. R. R002 ver. 4.0					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロ ジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウ ントの防止の 措置を講ず る事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウ ントの防止 措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 20px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 20px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
------------------------	---

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上